IFRS 財団 公開草案「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するための IFRS 財団定款の的を絞った修正案」に対する意見

3



サステナビリティ報告基準に関する IFRS 財団の動向 (IFRS 財団 公開草案「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ 基準審議会を設立するための IFRS 財団定 款の的を絞った修正案」に対するコメント・レターを中心に)

きりはら ゎ か ASBJ 専門研究員 **桐原 和香**

はじめに

IFRS 財団¹ の評議員会² は、2021 年 4 月 30 日に IFRS 財団 公開草案「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するための IFRS 財団定款の的を絞った修正案」(本公開草案)を公表した(コメント期限:2021 年 7 月 29 日) 3 。 IFRS 財団が 2020 年 9 月 30 日に公表した「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」(2020 年協議ペーパー)⁴ に対して寄せられたコメントを踏

まえ、サステナビリティ報告基準を設定する新 審議会を設立するにあたり、IFRS 財団の定款 修正案に対する意見を求めるためである。

我が国では、これまで国際会計基準(IFRS)に関する市場関係者の意見集約等を目的としてIFRS 対応方針協議会で議論を行ってきたが、サステナビリティ報告に関する IFRS 財団の動きに対応するため、IFRS 対応方針協議会の下にワーキンググループを設置し、2020 年協議ペーパーに対してオールジャパンでの意見を発信した⁵。

IFRS 対応方針協議会は9つの団体(一般社

¹ IFRS 財団の概要については、https://www.ifrs.org/about-us/を参照のこと。

² 評議員会は IFRS 財団及び国際会計基準審議会(IASB)のガバナンス及び監督の責任を負っている。また、 評議員会は、公的説明責任のある市場当局の団体である IFRS 財団モニタリング・ボードに対して説明責任を 負っている。

 $^{3 \}quad https://www.ifrs.org/projects/work-plan/sustainability-reporting/exposure-draft-and-comment-letters/\#consultation$

⁴ https://www.ifrs.org/projects/work-plan/sustainability-reporting/comment-letters-projects/consultation-paper-and-comment-letters/

⁵ https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/ifrs_council/2020-1130.html

団法人日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、株式会社日本取引所グループ/株式会社東京証券取引所、公益社団法人日本証券アナリスト協会、企業会計基準委員会、公益財団法人財務会計基準機構、金融庁、経済産業省、法務省)から構成されている。また、当該ワーキンググループには、上記の9つの団体に加え、7つの団体(年金積立金管理運用独立行政法人、一般社団法人全国銀行協会、日本証券業協会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、環境省)がオブザーバーとして参加している。

IFRS 対応方針協議会は、本公開草案に対しても意見を集約し、2021年7月16日にIFRS財団に対してコメント・レターを提出した⁶。

本稿では、当該コメント・レターの概要を中心に、IFRS 財団の動向を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

本公開草案の公表の経緯

IFRS 財団は、傘下の会計基準設定主体である国際会計基準審議会(IASB)を通じ、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる単一の財務報告基準を開発する使命を担っている⁷。2019年1月より評議員会が当財団の戦略を検討する中で、財務諸表よりも広範な企業報告、特にサステナビリティ報告の進展が、当財団の将来の戦略に対する評価の主要な要素になり得ることから、2020年協議ペーパーを公表し(コメント期限:2020年12月31日)、関係者から次の点について意見を求めた。

- グローバルなサステナビリティ基準について ニーズはあるか。
- サステナビリティ報告に関して IFRS 財団は 何らかの役割を果たすべきか。
- 仮に IFRS 財団が何らかの役割を果たすべき であるとする場合、それが成功するための要 因は何か。

IFRS 対応方針協議会は、2020 年 11 月 27 日 に、以下を骨子とするコメント・レターを提出した。

- 高品質な基準設定を通じた資本市場の透明性・効率性の向上という IFRS 財団がこれまで果たしてきた役割を維持し、会計基準の開発に関するリソースに影響を与えないことを前提として、サステナビリティ報告に関する新審議会の設置を支持する。
- 財務報告の領域において築き上げた IFRS 財団の高い評判と信頼を、サステナビリティ報告の基準設定においても活用することは重要である。
- 主要なステークホルダーからの支持と高品質な基準を策定できるだけの十分なリソース (資金と人材)を確保することが不可欠である。
- サステナビリティ報告における主な対象は、 投資家を中心とする資本市場の参加者とすべ きである。その上で、重要性の範囲は、企業 財務に与える影響(シングル・マテリアリ ティ)を基本に考えるべきである。
- 新審議会のメンバーは、地域や所属する業界も含めた多様性を確保すべきである。特に、 ESG 領域を専門に活動している人物だけでなく作成者や投資家など資本市場の参加者も 含めて全体的なバランスを確保することが重要である。

⁶ https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/ifrs_council/2021-0716.html

⁷ IFRS 財団定款第2条



- 多様性を確保しつつ資金面の負担を軽減する 観点から、新審議会のメンバーは非常勤とす ることも検討すべきである。
- 新審議会における作業では、気候変動以外の ESG 要素、特に S(社会) や G(ガバナン ス)についても並行して対応すべきである。
- 財務報告の領域において、G20 で掲げられた 「a single set of high-quality global standards」の実現に向けて、IFRS 財団が継続 して取り組むべきである。そのため、IFRS 基準の開発に関するリソースが減少すること のないよう、新審議会の資金については、 IASBの資金とは別に独立した新たな財源を 確保し、執行にあたっては IASB とは区別し て管理すべきである。

IFRS 財団は、当該協議ペーパーに対して寄せられた 576 通のコメントを分析し、グローバルなサステナビリティ報告基準に対するニーズと、当該領域において IFRS 財団が役割を果たすことへの幅広い支持を確認したとし、新審議会の設立を可能にする IFRS 財団の定款修正案に対し意見を求めることとした。

本公開草案の概要

Ш

IFRS 財団は、定款を修正するにあたり、以下の新審議会の戦略的方向性を提案している。

- 投資家の判断に重要な情報(企業価値)に焦 点を当てる。
- 当初は気候関連情報に関する報告基準の開発 を優先する。
- TCFD⁸ 等の既存の枠組み・作業等をベース とした基準開発を行う。
- ビルディング・ブロック・アプローチを採用する。

当該アプローチは、国際的な首尾一貫性及び 比較可能性を実現するため、ISSBがベース となるサステナビリティ報告基準を設定し、 そのベースの上に各国がそれぞれの政策の優 先順位に基づいて、より広範な要求事項や特 定の開示の要求事項を追加する方法であると されている。

また、具体的な定款修正案の概要は次のとおりである。本公開草案は、新審議会の設立を可能にするための条文の追加又は限定的な修正を提案しており、新審議会に関する条文は、可能な場合には IASB に関する条文が模写されている。

- IFRS 財団の現行のガバナンスの下、IASB と並行して新審議会を設置する。
- IFRS 財団の目的に、国際的なサステナビリティ基準を開発することを追加する。

定款修正案における、ISSB と IASB の主な 異同は、表1 のとおりである。

本公開草案に対する IFRS 対応方 針協議会のコメント・レターの概要

コメント・レターでは、まず、IFRS 財団が 投資家を中心とする資本市場の参加者、財務情報のその他の利用者の判断に重要な情報、特に 企業価値に関連する情報を提供すること(シングル・マテリアリティ)を基本にしているとす れば、2020年協議ペーパーに対して当協議会 が提出したコメント・レターの内容と概ね整合 的であるため、総論として、IFRS 財団の定款 修正案の骨子に同意し支持するとしている。そ の上で、公正で透明なプロセスの下での ISSB

⁸ 金融安定理事会(FSB)の気候関連財務情報開示に関するタスクフォース(TCFD)

表 1: 定款修正案における ISSB と IASB の主な異同

項目	ISSB	IASB
基準名称	IFRS サステナビリティ基準	IFRS 会計基準
ボードメンバー の人数	At large 枠 ⁹ を拡大 14名 ・アジア・オセアニア枠:3名 ・米州枠:3名 ・欧州枠:3名 ・アフリカ枠:1名 ・At large 枠:4名	14名 • アジア・オセアニア枠: 4名 • 米州枠: 4名 • 欧州枠: 4名 • アフリカ枠: 1名 • At large 枠: 1名
非常勤メンバー の人数	<u>少数</u>	3名まで
ボードメンバー の要件	サステナビリティ及び報告についての 証明された専門的能力及び知識 分析能力 コミュニケーション技術 慎重な意思決定 サステナビリティ報告を取り巻く環境の認識 対等の精神で協働する能力 誠実性、客観性及び規律性 IFRS 財団のミッション及び公益に対する確約	 財務会計及び財務報告についての証明された専門的能力及び知識 分析能力 コミュニケーション技術 慎重な意思決定 財務報告を取り巻く環境の認識 対等の精神で協働する能力 誠実性、客観性及び規律性 IFRS 財団のミッション及び公益に対する確約
議長・副議長	議長1名、副議長 <u>1名</u>	議長1名、副議長2名以内
任期	5年を <u>超えない</u> 期間 (2期目は3年~5年で再任可)	5年 (2期目は3年~5年で再任可)
議決要件	・公開草案又はサステナビリティ報告基準の公表には、単純過半数の承認が必要。 ・ISSBの設立に伴い ISSBの議長及び副議長は、ISSBの議長及び副議長の承認により、ISSBの作業計画案について一般からの意見を求めることができる。	公開草案又は IFRS 基準の公表には、8 名 (総員 13 名以下の場合) 又は 9 名(総員 14 名の場合) の承認が必要。

観点から、以下の点につき検討が必要であると している。

1. ISSBのボードメンバーは、地域や所属する 業界も含めた多様性を確保することが重要で

のメンバー選定や資金調達手段の決定を求める あることから、At large 枠も含めメンバー 全体の地理的バランスを IASB と同等にする こと、また、非常勤の枠を限定しすぎないこ とが望ましい。その上で、ISSBのボードメ ンバー選定においては、プロセスの透明性、

⁹ 任意の地域から選ばれる最大人数。



適切性を確保すべきである。

- 2. ISSB の議決要件は、単純過半数ではなく、 IASB と同等とすることが望ましい。
- 3. ISSB の資金に関しては、IASB の資金とは 別に独立した新たな財源を確保し、執行にあ たっては IASB と ISSB の資金は区別し管理 すべきである。
- 4. ISSBの資金調達に関しては、特定の法域・ 機関からの拠出に過度に頼るなど、独立性に 影響のある形は避けるべきである。また、公 平性を確保する観点から、拠出における客観 的な指標を設けるべきである。

IFRS 財団に提出したコメント・レターの全 文は、本号32ページに掲載している。

IFRS 財団の動向

IFRS 財団は、現在、前述の公開草案に対す るコメント・レターを分析することと並行し て、ISSBの設立に向け準備作業を行っている。 今後の主な日程案は、以下のとおりである。

- 2021 年 10 月 31 日までに、本公開草案に寄 せられた意見を踏まえ、ISSB 設立に関する 最終決定を行う。
- 国連気候変動枠組条約第26回締約国会議 (COP26) (2021 年 10 月 31 日から 11 月 12 日)において、ISSBの設立を表明。

1. 議長及び副議長の公募開始

2021 年 6 月 1 日、評議員会は、ISSB の議長 及び副議長候補の公募を開始した(当初の公募 期限は2021年6月30日であったが、7月30 日に公募期間を延長することが公表された。)。

2. 資金調達

評議員会は、ISSB の資金調達につき、特に (1) ISSB の設立及び初期段階での支援のための シードマネー、(2)中長期における多様な資金調 達について議論している。

2021年7月26日に開催された評議員会では、 カナダよりシードマネーの提供、ISSB 設立候 補地としての申し出並びに暫定的な施設及び関 連する運営支援を提供する旨の申し出があった ことが公表された。IFRS 財団は、2021 年 8 月 末まで、他の法域又は機関からの同様の支援や 関心の表明を歓迎するとしている。

3. ワーキンググループ等の設置

(1) ワーキンググループ等の設置

ISSB の設立に向け、表2のワーキンググ ループ及び委員会が設置されている。

(2) 技術的準備ワーキンググループ (TRWG)

2021 年 6 月 21 日に公表された TRWG の活 動概要によれば、TRWGは、以下の3つに関 連する成果物を提供するため、月次又は臨時で 戦略会議を、隔週で運営・技術会議を、週次で 実務者会議を実施している。

- ① ISSB が検討することとなる、次に関する 技術的な見解及び提案の提供
 - (ア) TCFD 提言に基づく開示基準のプロト タイプ (基準のモデル)¹⁰ の改良
 - (イ) 基準設定に関連する以下の事項への対応
 - ISSB が基準設定の際の指針とするガイ ドラインの検討

^{10 2020} 年 12 月、5 団体 (CDP、CDSB、GRI、IIRC、SASB) は「企業価値に関する報告-気候関連財務情報 開示基準の説明 (Reporting on enterprise value—Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard)」を公表し、気候関連の開示基準のプロトタイプを提案している。

https://29kjwb3armds2g3gi4lq2sx1-wpengine.netdna-ssl.com/wp-content/uploads/Reporting-on-enterprisevalue_climate-prototype_Dec20.pdf

表 2: ISSB 設立に向けたワーキンググループ及び委員会

名 称	議長等	概要
評議員会ステア リングコミッ ティ	• 議長:Lucrezia Reichlin 評議員(イタリア)	戦略的方向性の提案とプロジェクトの監督を行い、全評議員による承認を得るため主要な決定事項について提言する。
Eminent Persons Group	 議長: Jean-Claude Trichet 氏 (フランス) メンバー: Sheila Bair 氏 (米国) Nandan Nilekani 氏 (インド) Guillermo Ortiz 氏 (メキシコ) Min Zhu 氏 (中国) 	IFRS 財団評議員会に対し戦略的なアドバイスや助言を行う。
技術的準備ワー キンググループ (TRWG)	 議長: Michel Madelain 評議員 (フランス) メンバー: TCFD、VRF (IIRC/SASB)¹¹、 CDSB¹²、WEF¹³、IASB オブザーバー: IOSCO¹⁴、IPSASB¹⁵ 必要に応じてGRI¹⁶、CDP¹⁷と連携 	ISSB がスタートダッシュをきれるよう、 基準開発に向け技術的な準備作業を行う。
多国間ワーキン ググループ	議長: Suresh Kana 評議員(南アフリカ)IOSCO が参加予定。	ビルディング・ブロック・アプローチの ための準備作業を行い、他の国際的な取 組みや法域の取組みとの相互連携を促進 する。

- サステナビリティ開示基準のための主要 な概念及び構成要素の整理
- IASBの形式 (form) やプロセスとの結合 (connectivity)
- ISSB に研究課題を示すためのアジェン ダ項目の優先順位付け
- デュー・プロセスの要件
- ISSB 開始時のデジタル戦略
- ステークホルダーとのエンゲージメン

ト・モデル

- ② サステナビリティ開示基準設定の統合を促進するため、IFRS 財団のガバナンス構造の下で、技術的な専門知識、コンテンツ、リソースを ISSB へ適切に移転するための計画案(ISSB の運営方法に関する見解と提案を含む。)
- ③ 企業価値創出に資する包括的な企業報告のフレームワーク及び基準を提供するため、

- 12 気候変動開示基準委員会
- 13 世界経済フォーラム
- 14 証券監督者国際機構
- 15 国際公会計基準審議会
- 16 グローバル・レポーティング・イニシアティブ
- 17 カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト

^{11 2021} 年 6 月 9 日、IIRC(国際統合報告評議会)と SASB(サステナビリティ会計基準審議会)は、合併を完了し、Value Reporting Foundation(価値報告財団: VRF)を設立した。



IFRS 財団並びに ISSB のガバナンス及び活 動の優先順位付けと計画を促進する、IFRS 財団の戦略に対するインプットの提供

おわりに

VI

IFRS 財団は、2021年11月に開催される COP26 において、ISSB の設立を公表する予定 であり、現在急ピッチで作業を進めている。 IFRS 財団は、2021 年 4 月 30 日に公表した

フィードバック・ステートメント等において、 ISSB が、TCFD 提言に基づいて構築された、 サステナビリティ報告における主要な基準設定 主体の同盟(5団体: CDP、CDSB、GRI、 IIRC/SASB) が提案しているプロトタイプ (基準のモデル)をベースとして、基準を開発 する可能性に言及している。IFRS 財団は、欧 州連合による EU サステナビリティ報告基準 (ESRS) が 2022 年中に採択される予定である ことを踏まえ作業を進めていることが考えら れ、今後の動向についても注視されたい。